

重 要 事 項 説 明 書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第38条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

事業者名称	株式会社はな保育
主たる事務所の所在地	名古屋市中区丸の内一丁目5番28号 伊藤忠丸の内ビル8F
法人種別	株式会社
代表者氏名	代表取締役 加藤義人
電話番号	052-212-7525

第 2 ご利用事業

事業所の名称	はな保育室 はないけ
事業所の所在地	愛知県一宮市花池2丁目6-7
管理者氏名	青井 ゆみ子
連絡先（電話）	0586-47-2200
連絡先（FAX）	0586-47-2200

第 3 事業の目的・運営方針

はな保育室 はないけ （以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- （１）当事業所は、ひとりひとりの発達状況や個性に合わせた保育を行います。
- （２）子どもたちが大切にされていることを実感し、安心してすごせる環境を整えます。
- （３）家庭的な雰囲気の中で生活することで安心してすごせる環境を提供します。
- （４）当事業所を卒園される際には公立保育園、認可園での生活に支障の無い保育の提供に努めます。

第 4 施設・設備等の概要

（１）施設

敷地	敷地全体	257.36㎡
	敷地外・敷地内	敷地内
	屋外遊戯場面積	26.61㎡

施設	構造	木造
	延べ面積	107.66㎡

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
乳 児 室	1室	20.82㎡
ほ ふ く 室	1室	19.91㎡
保 育 室	1室	16.74㎡
便 所		7.73㎡
調理設備		9.32㎡

第5 利用定員

認 定 区 分		利 用 定 員
3号認定子ども	満1歳以上	13人
	満1歳未満	6人

第6 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連携施設の種類	連携保育所
連携施設の名称	一宮市公立保育所、株式会社はな保育
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育、卒園後の受け皿

第7 職員の配置状況

当事業所では、条例の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の

職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長（園長）	1	1	—	
保育士	7	4	3	
保育従事者	0	0	0	
調理員	2	0	2	
嘱託医及び嘱託歯科医	2	0	2	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第 8 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長（園長）	9：00～18：00	
保育士	早番 7：30～16：30 日勤 8：00～17：00 遅番 9：30～18：30 ※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
保育従事者	9：00～18：00	
調理員	9：00～14：00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第 9 保育を提供する日、時間

開所曜日		月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土
開 所 時 間	平日開所時間	7:30 ～ 18:30
	短時間保育	8:30 ～ 16:30
	平日短時間延長保育	7:30 ～ 8:30
		16:30 ～ 18:30
	標準時間保育	7:30 ～ 18:30
	日曜日・祝日	休園日

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

第 10 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（１） 当事業所の保育理念 「自分らしく生きる」

- ・ひとりひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを育みます。
- ・すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます。
- ・体験することを大切にし、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- ・思いきり遊び、たくさんのことを学ぶ子を育てます。
- ・生活に必要なマナーを育みます。
- ・保護者の子育てを応援します。

(2) 当事業所の保育の目標

- ・自分を好きな子
- ・自分で考え、自分で行動できる子
- ・すべての命を大切にできる子
- ・「ありがとう」の気持ちを大切にできる子

(3) 当事業所の保育の内容に関する全体計画

3歳児より登園される近隣認可園の保育計画に沿った保育内容の提供

(4) その他 親子遠足等を実施することがあります。

(5) デイリープログラム（一日の流れ）

平 日		土 曜 日	
時間	活 動	時間	活 動
～10:00	順次登園 登園時健康チェック【検温等】	～10:00	順次登園
10:00	通常保育【外遊び、設定保育、リトミック等】	10:00	自由あそび
12:00	給食	11:00	給食
14:30	午睡	12:00	午睡
15:30	おやつ	14:30	おやつ
16:00以降	保育【設定保育、自由あそび】 以後降園までは各自に合わせた保育提供	16:00～	以後降園まで各自に合わせた 保育提供

(6) 年間行事計画

月	行 事
4 月	・ 入園式
5 月	・ 内科検診 ・ 端午の節句
6 月	・ 歯科検診
7 月	・ セタまつり
8 月	・ 夏まつり
9 月	・ 運動会ごっこ
10 月	・ ハロウィーン
11 月	・ 内科検診 ・ 七五三
12 月	・ 歯科検診 ・ クリスマス会
1 月	・ お正月あそび
2 月	・ 節分
3 月	・ ひなまつり会 ・ お別れ会

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

(7) 給食の提供

自園調理を行います。子供にあった食事の提供を行い、アレルギー対策については主治医との連携を大切にし保護者、主治医、園3者協力のもと適切に対処を行います。保育従事者が見える形で対策を実施し、安全な食の提供を行います。

第11 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（保育料）

当該自治体が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

・延長保育を利用された場合は、保育料 日額 500円 をお支払いいただきます。

(3) 保育において提供される便宜に要する費用

・便宜に要する費用・・・当事業所では、第10に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

(4) 排せつ時の着替えに関する対応について

・排せつの失敗等により個人の着替えがない場合、園にて新品に下着を貸し出すことがあります。
貸出後は、同等の新品の下着をご購入のうえ、園へご返却くださいますようお願いいたします。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	カラー帽子	1,150円
	誕生日カード	300円
	安全管理費・冷暖房費・システム費・ごみ処理代・ペーパータオル/口拭き/おしり拭き代	月額1,000円
	行事への参加費用（遠足等）	都度ご案内

第12 利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に到達して最初の3月31日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第13 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	むらせクリニック
医師名	村瀬 圭吾
所在地	愛知県一宮市森本3丁目1-1
電話番号	0586-23-1818
医療機関の名称	駒田歯科医院
医師名	駒田 司
所在地	愛知県一宮市三条郷西43-6
電話番号	0586-82-0808

(2) 災害共済給付制度への加入

当事業所では、施設賠償責任保険に加入しています。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 賠償責任保険 1,000,000千円

第14 非常災害対策

暴風警報発令時	午前6:00までに解除：通常保育 午前6:01～午後3:00に解除：解除されてから2時間後より登園 午前9:00までに解除：給食あり 午前9:01以降解除：昼食をご自宅にて済ませ、解除されてから2時間後より登園 ※保育時間中に発令の場合速やかにお迎えをお願いします。
警戒レベル3 高齢者等避難発令時 警戒レベル4 避難指示発令時 特別警報発令時 南海トラフ地震に関連する 情報（臨時）	午前6:00までに解除：通常保育 午前6:01～午後3:00に解除：解除されてから2時間後より登園 午前9:00までに解除：給食あり 午前9:01以降解除：昼食をご自宅にて済ませ、解除されてから2時間後より登園 ※保育時間中においては引取りが完了するまで保育を実施。 必要に応じて、園児と避難所へ避難を行う ※適用地域内の保育園児は、解除されるまで自宅待機となります。 ※登園後に発令された場合は、避難場所まで避難させますので、お迎え場所を確認し、速やかにお迎えに来てください。
避難訓練	火災：7回／年（地震からの火災想定1回含む） 地震：5回／年 洪水：1回／年 不審者対応：2回／年（火災、地震とは別に実施）
非常災害用備蓄	・飲料水1ℓ×20本 ・食料 21名分×3食分
避難場所	末広小学校

※保育中に警報が発令された場合、保護者様に連絡します。

速やかにお迎えをお願い致します。

第15 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、

自己を十分に発揮しながら活動できるようにしています。

万が一事故発生の場合、最低限の応急処置を行い、事故記録簿もつけていきます。

また災害、事故等が発生の場合は速やかな避難を行うことができるよう、避難訓練を実施し、

安全に留意した保育所運営を行います。

第16 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任

するとともに、職員に対し研修を実施します。

第17 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当事業所苦情相談窓口	苦情解決責任者	加藤 義人
	苦情受付担当者	青井 ゆみ子
	第三者委員	酒井 秀作

社会福祉法第82条の規定により、当事業所では、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えて

いますことをお知らせいたします。当事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者を上記のよう

に設置し、苦情解決に努めるようにしています。

※記載事項に変更があった場合は、登降園管理アプリにて変更点を通知いたします。

この重要事項説明書は、 令和7年6月4日 現在の情報です。